

協議会だより

四八〇〇名を超える参加！ 第五九回全国学童保育研究集会

このたびの第五九回全国学童保育研究集会（以下、全国研。主催：全国学童保育連絡協議会（以下、全国連協）・岡山県学童保育連絡協議会）は、五年ぶりに開催地に会場を設けて行われました。

全体会は、二〇二四年一月六日、倉敷市民会館（岡山県倉敷市）に約一六〇〇名が集うとともに、オンライン配信を行いました。

岡山県内の学童保育に通う子どもたちによる歓迎行事、ごども家庭庁成育局成育環境課課長補佐・倉敷市長・岡山県子ども・福祉部長による来賓あいさつ、石川県の元指導員・大分県日田市の指導員・岡山県津山市の保護者による特別報告、全国連

協会長による基調報告、「日本の学

童はいく」普及拡大アピール、神戸大学の川地亜弥子先生による「子どもも大人も育つ学童保育——思いつきりあそび、人生の土台をつくる——」と題した記念講演を行いました。

翌七日は「全国研ならではの魅力の一つである多様なテーマの分科会を実施し、四三テーマのうち二七テーマの分科会を川崎医療福祉大学（岡山県倉敷市）で行い、一六テーマの分科会をオンラインで行いました。

両日あわせて、全国各地から四八〇〇名を超える人々が参加し、大いに学び、語りあった第五九回全国研。開催にあたっては、岡山県の保護者・指導員の方々が、一年以上をかけて準備をし、当日も運営に携わりました。また、全国各地の学童

保育連絡協議会関係者も企画・準備・運営に携わりました。

本誌二〇二五年二月号では、二日間の模様を特集します。

創設された補助基準額の課題解決に向けて

国の二〇二四年度予算では「現行の補助基準額」に加え、「常勤の有資格者を二名以上配置した場合」の補助基準額が創設されました（本誌二〇二四年二月号「協議会だより」参照）。

二〇一五年に創設された「放課後児童支援員」の資格は、保育士、教諭など、すでに取得している基礎資格等を土台に「六科目二四時間の「放課後児童支援員認定資格研修」を通じて、放課後児童健全育成事業の専門領域を体系的に学ぶことで付与されます。

子どもの発達過程についての理解や、子どもと関わる際に不可欠な倫理観などをもとにして、学童保育に

固有の知識や技能があることを国が認めたことの意義は大きいものの、現行の三人体制（常勤一人・非常勤二人）を想定した人件費では、有資格者を安定して確保することができません。「放課後児童支援員」の資格を有する者を「支援の単位」として開所している時間を通じて原則二名以上配置するためには、本来なら「支援の単位」として常勤職員を二人以上配置するための補助金増額が必要でした。

また、国は今回の「常勤職員配置の改善」の目的を、「同じ放課後児童支援員が継続的に育成支援にあたることによって、利用する子どもたちの生活の安定をめざすもの」と説明しています。とはいえものの、この補助金はあくまでも「開所時間をベースに考える」ものであるため、「平日一日八時間、保育準備の時間も含めて勤務している指導員」であっても、開所時間中に従事した時間数の合計によっては対象にならない場合があります。

実際に、指導員と保護者が長い時間をかけて指導員の仕事の中身をたしかめ、行政・議会の理解も得ながら、指導員の勤務時間を設定してきた地域ほど、この補助金を使いづらさという事態が起きている。全国連協は、「これでは保育の質の格差が広がるばかりだ」と考え、各地の状況を把握し、国に対して改善を求めていきます。

具体的には、全国各地の学童保育連絡協議会を通じて情報収集を行い、「予算化にあたって、担当課の意向・判断、担当課からの説明について」「現場・連絡協議会の要望」など、現場の実態をもとに、課題解決の手立てを共に考え、取り組みを進めていきます。

「子どもの権利条約 市民・NGOの会」の会議に参加しました

日本政府は一九九四年に「子どもの権利条約」を批准し、実施する義

務を負っています。そして、五年ごとに「国連子どもの権利委員会」に実態と課題を報告する義務があります。「国連子どもの権利委員会」はNGOにオルタナティブレポートを求め、それをもとに、政府の報告書を審査したうえで、国連からの「最終所見(勧告)」が公表されます。

二〇二三年三月、「国連子どもの権利委員会」に日本の実態、子どもや関係者の「声」を届ける取り組みを進めている「子どもの権利条約 市民・NGOの会」から、全国連協に、次期統一報告書づくりに向けた専門委員会(保育・学童保育部会)への参加依頼がありました。

二〇二四年二月九日、専門委員会総会共同代表者合同会議(議長・増山均先生(早稲田大学名誉教授))が開催され、全国連協も参加しました。

会議ではまず、事務局長・児玉洋介さんより、第六・七回目の統一報告書と国連報告のサイクルを迎えるにあたって、報告書の作業手順の大

幅変更があることを含め、次期『政府報告書』期限(二〇二四年一月二一日)が変更されたこと、「新たな簡易報告手順が二〇二四年一月から標準手続きになり、国連子どもの権利委員会が政府に提示する『報告前問題リスト』への情報提供が『統一報告書』の最初の役割となること」「政府報告書」へのカウンターレポートはその後)「国連人権理事会の資金流動性危機と報告書審査作業の滞留などもあり、日本政府への新しい日程は不されていないこと」などが報告されました。

これにともなって、「子どもの権利条約 市民・NGOの会」では、二〇二六年後半期に、「国連子どもの権利委員会」の報告前問題リスト作成に貢献できる情報となるよう、「市民・NGO統一報告書」を完成させることを当面の目標として作業を進める(変更する場合もある)とのこと。です。

ついで、各部会々からの報告・交流があり、「健康部会」は鹿野晶

子先生(日本体育大学)、「子どもの生活部会」は大塚寿朗さん(特定非営利活動法人子どもと文化のPO Art.3代表)、「障書のある子ども部会」は小泉広子先生(桜美林大学)、「気候変動・環境部会」は丸山啓史先生(京都教育大学)、「ジェンダーと性部会」は杉田真衣先生(東京都立大学)、「いじめ・不登校・体罰・自殺部会」は馬場久志先生(日本薬科大学特任教授・埼玉大学名誉教授)から報告がありました。

全国連協では、「保育・学童保育部会」も含め、各部会へも学童保育現場の実態、子どもたちの様子、指導員の関わりを情報提供していきたいと考えています。

「子どもの権利条約」が日本で批准されてから三〇年。「子どもの声を聴く」ことの大切さをたしかめあ、学童保育の発展を世論とし、「子どもの権利条約」を実効性のあるものとするために、子どもの幸せを願う人々との広範な諸運動との連帯を図ります。